

青梅市役所の出張所設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 4 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

書かない窓口等のサービスの開始と出張所における住民異動届および戸籍届出の件数の減少を踏まえ、取扱事務の一部を改めたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市役所の出張所設置条例の一部を改正する条例

青梅市役所の出張所設置条例（昭和 26 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号中「戸籍および住民記録」を「戸籍および住民基本台帳にかかる証明その他諸証明」に改め、同条第 3 号中「埋火葬許可、印鑑および身分証明その他証明」を「印鑑の登録および証明」に改め、同条第 4 号中「使用料」の次に「、」を加える。

付 則

この条例は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。